

BSE 検査の徹底について

今年の夏、BSE 検査対象死亡牛が家畜保健衛生所に届出されず BSE 検査がおこなわれないうまま化製場に搬入された事例がありました。

BSE 検査対象牛が死亡した場合、牛海綿状脳症特別措置法に基づき、県への届出と

BSE 検査が義務付けられています。

農場で牛が死亡したり安楽死等を行った場合は必ず診療獣医師の診断を受け、BSE 検査対象かどうか確認し、対象牛は家畜保健衛生所への連絡・搬入をお願いします。

【BSE 検査対象】

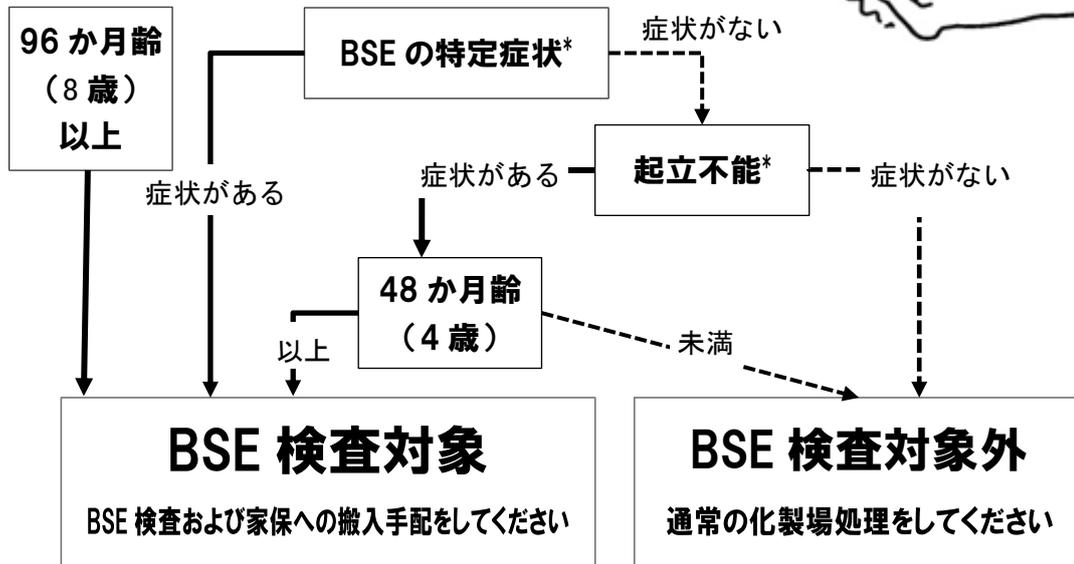
1. 月齢にかかわらず BSE を疑う(特定症状*を示す)牛
2. 48 か月齢以上で、生前に歩行困難、起立不能または神経症状を主徴とする疾病と診断され、死亡またはとう汰された牛
3. 96 か月齢以上(満 8 才以上)の死亡牛

※BSE 特定症状

- ・興奮しやすい、過敏、序列変化、しつこい蹴り、柵にくり返し頭を押しつける、障害物をためらうなどの異常行動
- ・原因不明の進行性の神経症状



【BSE 検査対象フローチャート】



* 必ず診療獣医師の診断を受けて確認してください。(検案書の提出が必要です。)

(三松)